

反社会的勢力対応基本方針

ジェイ・ボンド東短証券株式会社（以下、「当社」とします。）は、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（以下、「反社会的勢力」といいます。）による被害を防止するために、次のとおり基本方針を宣言します。

1. 当社は、その社会的責任を強く認識するとともに、全社をあげて反社会的勢力の排除に努めるものとします。
2. 当社は、平素から外部専門機関と緊密な連携関係を構築し、役職員の安全確保のために必要な策を講じます。*
3. 当社は、いかなる理由があっても取引関係を含めて反社会勢力と一切の関係を持ちません。
4. 当社は、反社会的勢力に対して、資金提供を含む一切の経済的利益の提供を行いません。
5. 当社は、反社会的勢力による不当要求など、有事の際には、必要に応じて民事及び刑事の両面から法的対応を行います。

*当社は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 14 条第 2 項に定めるところによる「不当要求防止責任者講習」を受講した責任者を任命しています。

以上

平成 26 年 3 月 11 日 制定